

千葉海区漁業調整委員会指示第 2 4 8 号

千葉県海面におけるはえ縄漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 7 年 6 月 10 日

千葉海区漁業調整委員会
会 長 石井 春人

- 1 枝縄に 2 個以上の釣針を付するはえ縄漁具を使用して操業してはならない。
- 2 この指示の有効期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。